

働き方改革推進支援セミナー

参加無料

近時の裁判例から見る同一労働同一賃金への実務対応 ～施行日間近!!お早目の準備をお願いします～

2021年4月より、正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差を禁止するいわゆる「同一労働同一賃金」が施行されます（大企業については施行済み）。本セミナーでは、すでに出されている最高裁判決（2018年6月1日：長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件）をはじめ、近時に出された重要裁判の判決ポイントを踏まえ、企業における実務対応について解説します。

9月15日に上告審弁論が予定されている2事件の概要

*****メトロコマース事件***** 地下鉄売店の有期契約者が、給与や諸手当等の雇用条件について正社員と比較して不合理な相違があるとして差額の賃金等を会社に支払うよう求めたもの。（高裁判断：住宅手当・退職金・褒賞＝不合理、本給・資格手当・賞与＝不合理とはいえない）※退職金支給について判断を示した点が特徴

*****大阪医科薬科大学事件*****

大学のアルバイト職員が、正職員との給与、諸手当、諸条件の違いが違法であるとして損害賠償を求めたもの。（高裁判断：賞与・夏期休暇・私傷病欠勤＝不合理、本給＝不合理とはいえない）
※賞与の待遇差の不合理性を認めたという点が特徴

定員 各会場 20名（先着順）

開催地区	開催日時	会場
益田	10月7日（水）10:00～11:30	益田商工会議所「3階大会議室」
浜田	10月7日（水）14:00～15:30	浜田ニューキャッスルホテル「2階大ホール」
江津	10月8日（木）10:00～11:30	江津商工会議所「3階大会議室」
大田	10月8日（木）14:00～15:30	大田市民会館「1階中ホール」
安来	10月13日（火）10:00～11:30	安来商工会議所「1階大ホール」
出雲	10月14日（水）10:00～11:30	出雲商工会議所「6階大ホール」
雲南	10月14日（水）14:00～15:30	三刀屋交流センター「2階ホール」
松江	10月15日（木）14:00～15:30	くにびきメッセ「501会議室」

講師：阪本 清 氏（特定社会保険労務士、島根働き方改革推進支援センター常駐専門家）

***** 新型コロナウイルス感染防止のため、下記の取組みを実施しています。ご理解とご協力をお願いいたします *****

- 受講者の皆様には**マスク着用**をお願いします（各自でご持参ください）
- 入室時に備え付けの消毒液で**消毒**をお願いします
- 受講者の皆様同士の**間隔**は通常よりも開けて実施します
- 可能な限り会場内の**換気**を行います

主催：島根働き方改革推進支援センター（一般社団法人島根県経営者協会）

申込書は裏面です
(FAXでお送りください)

島根働き方改革推進支援センター（安達）〒690-0886 松江市母衣町 55 番地4
(フリーダイヤル) **0120-514-925** (メール) hatarakikata@shimanekeikyo.com

「働き方改革推進支援セミナー」参加申込書 (10 月度開催用)

島根働き方改革推進支援センター行

F A X 0852-67-3821

事業所名			
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
申込担当者		所属・役職	
参加希望 開催地区	※ 参加を希望される開催地区をご記入ください _____ 地区		
個別相談	※ 個別相談を希望される方は下記に☐をご記入ください <input type="checkbox"/> 希望する		

参加者名		所属・役職	
参加者名		所属・役職	

- ※ お申し込みが多数の場合など、1社から1名でのご参加をお願いさせていただく場合がございます。
- ※ 今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、やむを得ず本セミナーを中止させていただく場合がございます。
- ※ お預かりした個人情報につきましては、関係法令を順守し適正に管理いたします。